

## 09. 津島市

### 【陳情事項】

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

#### 1. 安心できる介護保障について

##### (1) 介護保険について

①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

(回答) 第4期の介護保険料は、所得段階設定を12段階とし、所得に応じた負担割合とし、低所得者の負担軽減を行っています。併せて「保険料基準額」を、3期と比較して大幅に抑制しました。

②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

(回答) 国の負担軽減策や社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度事業を通じて軽減を図ってまいります。

##### ③新基準による要介護認定について

ア. 10月からの「見直し」による介護認定が4月からの新規の認定者も含めて「利用者不在」の認定にならないよう必要な措置を講じてください。

(回答) 10月からの要介護認定では「日頃の状況で判断する」こととなり、4月からの基準を修正したものです。新規申請者については居宅介護支援事業所を通じて区分変更や自立と判定された方への勧奨を進めます。

イ. 要介護認定者やその家族・関係者などにわかりやすい説明書を配布してください。

(回答) 認定調査員やケアマネージャーが丁寧に説明を行っています。

ウ.認定調査員をはじめ介護サービス従事者に「見直し」内容の研修、説明会をおこない現場の混乱がおきないようにしてください。

(回答) 認定方法の再度の見直しでは、修正の考え方や内容について改訂版テキストの配布を始めブロック別の研修を実施しています。

④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

(回答) 利用者の介護サービスの充実を図るため、地域密着型サービスとして認知症対応型共同生活介護を本市で3箇所整備または事業運営しております。このほかに小規模多機能施設が既に事業を行っています。地域の介護ニーズに対応する取り組みは今後とも必要と認識いたしております。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

(回答) 現在、国において介護分野での雇用の創出・人材養成のための総合対策の一環として介護職員の待遇改善が図られています。また、市内の居宅介護支援事業所のケアマネージャーが中心になって協議会を設けて、勉強会や意見交流会を定期的に行ってますが、当市も協力しております。

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(回答) 配食サービスでは20年10月に自己負担金を見直し、負担額を軽減しました。同時に週5回の配食を6回に拡充しました。21年度からは食を中心としたアセスメントを実施し、自立支援を行っています。

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

(回答) 現在、巡回バス(ふれあいバス)を実施しております。

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

(回答) 閉じこもりや認知症の予防のために、高齢者のサロン(交流の場)事業を実施しています。

## (3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

(回答) 要介護1以上の方を対象としています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

(回答) 前年の12月末で要介護1の方に対し、「認定申請書」を送付しています。

## 2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 市単独での支給は、現在の財政状況等から実施は困難であると考えます。

②70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、1割分を助成して、自己負担を1割負担に据え置いてください。

(回答) 市単独での支給は、現在の財政状況等から実施は困難であると考えます。

③後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

④後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 県の助成基準に沿って対応します。

⑤肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成制度を設けてください。

(回答) 任意の予防接種であるため、困難であると考えております。近隣市町村の状況等を把握し、対応してまいりたいと考えております。

### 3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(回答) 中学校卒業までの助成は困難です。県の助成基準に沿って対応します。

②妊産婦健診は、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。超音波検査は、厚労省通知に示されているように、最低4回を年齢制限なしに助成してください。

(回答) 妊産婦の無料健診の回数につきましては、昨年度国の指針に基づき5回から14回に変更させていただきました。今後につきましても国の指針、また、県、各市の状況等を把握し、検討してまいりたいと考えております。

③ヒブワクチンの任意予防接種の費用を助成する制度を設けてください。

(回答) 全国的に助成を行っている市町村は少なく、当市といたしましても独自の公費助成を行うことは現在考えておりません。現在、市長会を通じて国に対して要請しているところです。

④就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.3倍以下の世帯までとしてください。また、申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。

(回答) 財政改革の見直しにより、平成18年度から受給基準を1.2倍から1.0倍に変更しました。現在の財政状況等から引き上げは、困難であると考えます。なお、申請の受付は、市の窓口で受け付けています。

### 4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

- イ. 少子化対策として就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。
- ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
- エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

(回答) 保険税の減免等については、前年所得から本年所得が減少すると見込まれる方を対象に所得の上限を300万円から500万円に、減額率は2分の1から3分の1に減免要件を緩和し、減免が受けられやすい様に拡大しております。現在の減免要件の緩和拡大は予定しておりません。

## ②保険料(税)滞納者への対応について

- ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳の年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育終了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
- イ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には、正規の保険証を交付してください。
- ウ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

(回答) 資格証明書の発行は、国や県の指導を受けて、要綱の規定に基づいて実施しております、短期保険証についても発行に際しては本人との面談を前提としており、十分に実態を把握して対応しております。今後も安易に発行することのないよう、慎重な運用に努めていきます。

また、保険料(税)が未納となっている加入者には、電話での対話や面談を行い、その生活実態を慎重に調査し、徴収や差し押さえを行っています。

## ③一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度の案内チラシ・申請書などは、行政窓口および医療機関の窓口におくなど、制度を広く住民に周知してください。

(回答) 平成20年4月からの減免制度は、生活保護基準額の1.3倍以内の方を対象としております。1.3倍以上の所得のある方への拡大は、現在予定いたしておりません。

## 5. 障がい者施策の充実について

- ①障がい福祉サービス、自立支援医療、補装具の利用料負担、施設での食費などの負担を、市町村独自に軽減してください。
- (回答) 市の財政状況を鑑みますと、各種サービスの利用者負担、施設での食費などの負担を市が独自に軽減することは難しいと考えます。
- ②市町村が行っている地域生活支援事業(移動支援・地域活動支援センター・日常生活用具等)の利用料をなくして下さい。
- (回答) 受益者負担については、国が総合的に勘案して判断すべき事項であり、市町村

が実施主体となる地域生活支援事業につきましても、受益者負担を廃止することは、現状は難しいと考えます。

③親亡き後の障がい者の生活を守るために、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助を市町村単独で行ってください。

(回答) 市の財政状況を鑑みますと、ケアホーム・グループホームの建設・設置費補助、運営費補助についての単独補助は難しいと考えます。

## 6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診の自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(回答) 現在、当市におきましては、40歳以上の方を対象に特定健康診査、各種がん検診、(子宮がん検診においては、20歳以上)及び歯周疾患検診を実施いたしております、受益者負担の観点から応分の負担の範囲内で、一部負担金の徴収をさせていただいております。今後とも、この考え方に基づき進めるとともに、受診者に対しご理解をいただくよう努めてまいります。

また、当市における健(検)診の実施期間につきましては、集団方式では11月に胃がん検診、大腸がん検診を各7日間行っています。個別方式については、6月から10月までの期間で特定健康診査始め、肝炎ウイルス検診、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん(視触診のみ)、前立腺がん検診を実施しております。さらに、乳がんについては、市民病院においてもマンモグラフィ検診を実施しております。また、歯周疾患検診につきましては、6月、7月の2ヶ月間個別歯科医療機関にて実施をいたしております。

実施期間を通年で行うことにつきましては、委託機関である医師会及び歯科医師会との協議と、また市の受入れ体制等についての調整が必要であり、現在のところ通年での実施は困難と考えております。

②40歳未満の住民を対象に健康診査を自己負担無料で実施してください。

(回答) 現在、当市におきましては、子宮がん検診を20歳以上の女性を対象に実施しております。また、当市では法令及び医学的統計を基に、特定健康診査及び各種がん検診ならびに、歯周疾患検診を40歳以上の方を対象とし実施いたしております。また、受益者負担の観点から応分の負担の範囲内で、一部負担金の徴収をさせていただいております。今後とも、この考え方に基づき進めるとともに、受診者に対しご理解をいただくよう努めてまいります。

③歯周疾患検診を毎年無料で受けられるようにしてください。

(回答) 当市における歯周疾患検診につきましては、対象者を平成15年度より節目年齢者から、40歳以上70歳までの方で、過去2年間この検診を受診してみえない方へと拡大し実施しております。受益者負担の観点から応分の負担の範囲内で、一部負担金の徴収をさせていただいております。今後とも、この考え方に基づき進めるとともに、受診者に対しご理解をいただくよう努めてまいります。

## 7. 生活保護について

①憲法25条および生活保護法に基づいて、生活保護申請を認めない或いは妨害することのないようにしてください。また、保護が必要な人には早急に支給してください。

(回答) 生活保護申請については、申請権をおびやかすことなく対応しております。また生活保護申請者の保護の開始決定については、不正受給を防ぐため基準内での決定を行っておりますが、迅速に行っており、また緊急性のある方については、法外援護費にて対応しております。

②愛知県通知(2008年12月11日)に基づき、稼働能力や居住地のないことを理由に生活保護申請を拒否することのないようにしてください。

(回答) 愛知県からの通知文書であります「ホームレスに対する適正な生活保護の適正について」に則って、適切に対応しております。

③そのために、専門職を含む正規職員を早急に増やしてください。

(回答) 昨今の経済不況に伴う生活保護世帯の増加に対応するため、平成21年7月に担当職員を1名増員いたしました。今後も状況に応じた職員配置に努めてまいります。

## 【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。国民健康保険への国庫負担を増額してください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護認定基準を元に戻してください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(回答) 介護保険制度の円滑な運用を図るため、全国市長会では国に対し、給付費に対する国費の25%の配分をはじめ低所得者への保険料や利用料の軽減策を国の責任で見直すこと、さらには介護従事者の待遇が改善されるための措置など、7項目を要望しています。

④義務教育終了までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充してください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

(回答) 消費税の問題につきましては、政府税制調査会におきまして、税制の抜本的改革に向けた審議のなかで検討されますので、今後の動向を見守っていきたいと考えております。

⑥社会保障費2200億円の削減方針を撤回してください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

(回答) 国の今後の動向を見守りたいと考えております。

⑦障害者自立支援法を早急に廃止し、障害者総合福祉法を制定してください。

(回答) 国の今後の動向を見守りたいと考えております。

⑧介護保険サービス利用者とされている、65歳以上の障害者および40歳以上の16特定疾病該当者のうち障害として認定されているものに対して、介護保険を優先適用するのではなく障害者施策を優先適用してください。

(回答) 国の今後の動向を見守りたいと考えております。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

②後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にするための医療費助成制度を設けてください。当面、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

③70歳から74歳の高齢者が2割負担になった場合、自己負担を1割負担に据え置くために、1割分を助成する医療費助成制度を設けてください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

④後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

⑤子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

⑥国民健康保険への県の補助金を増額してください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

⑦精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

⑧障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

②低所得者に対する独自の保険料および一部負担金の減免制度を設けてください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。

④後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

(回答) 今後の動向を見守りたいと考えております。